

荒川区告示第296号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第8条第2項及び東京都屋外広告物条例(昭和24年条例第100号)第34条第2項の規定により、違反広告物の保管について告示する。

令和8年9月15日

荒川区長 滝 口 学

1 除却した日時

令和8年8月2日(日)、3日(月)、7日(金)、9日(日)、18日(火)、23日(日)、
28日(金)、30日(日)

各日とも、9時30分から16時30分まで

2 放置されていた場所

荒川区域内

3 名称又は種類及び数量

立看板等 計12基

4 保管開始日及び保管場所

令和8年8月2日(日)、3日(月)、7日(金)、9日(日)、18日(火)、23日(日)、
28日(金)、30日(日)

荒川区東日暮里二丁目19番または荒川区町屋七丁目16番

5 返還に関する担当部署

防災都市づくり部土木管理課占用係 電話3802-3111 内線2714